

中央市立学校再編協議会設置要綱

(設置)

第1条 市立学校の再編、規模の適正化等について協議等するため、再編協議対象区域(以下「再編学校区」という。)に中央市立学校再編協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、再編学校区に係る次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 市立学校の再編に関すること。
- (2) 市立学校の通学区域に関すること。
- (3) 市立学校の規模の適正化に関すること。
- (4) その他市立学校の再編に関し必要と認めること。

2 協議会は、前項の所掌事項に係る協議の結果について、中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、再編学校区の次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) P T Aの代表者
- (2) 学校運営協議会委員の代表者
- (3) 自治会長の代表者
- (4) 学校関係者の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条第2項の報告を終えるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第4条の規定による委員の委嘱又は任命後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。